

国際交流活動人材育成費助成 ご案内

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団

(公財)福岡よかトピア国際交流財団では、福岡市民の国際交流を支援し、福岡市の国際化を推進するため民間団体の発展に寄与する「国際交流活動人材育成費助成」を行います。

募集の概要は次のとおりです。

1 対象の団体

福岡都市圏に活動基盤を有し、福岡市民に還元される国際交流等の活動を行う団体に助成します。

※福岡都市圏とは、福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・古賀市・宗像市・福津市・糸島市・筑紫郡・糟屋郡の地域です。

2 申請団体の該当要件

(1) 団体の運営能力の向上に、外部研修等の受講を必要とする団体であること

「参考」・団体を結成したばかりで、団体運営のノウハウが未熟である

・団体を結成してから数年しかたっておらず、団体運営が未熟で目的となる活動ができていない

・団体を結成してはいるが、活動が休眠状態のため団体運営のノウハウが不足し目的となる活動ができていない

(2) 国、地方公共団体、又は他の地域国際化協会等から団体の運営に関して、経費の補助等の便宜が与えられていない団体であること

(3) 団体の役員及び運営従事者が暴力団員でないことかつ暴力団と密接に関係しない団体であること

3 助成の対象となる経費

対象団体の運営従事者が、当該団体の発展または目的達成のために必要とする講座・セミナー・研修会等を受講する場合の受講費用・学費、教材費、交通費、宿泊費となります。インターネット等で受講するオンライン講座も対象となります。

「例示」・団体の資金管理に必要な簿記検定取得講座

・団体の資金獲得に関する経営資源開拓講座

・団体の事業や活動に必要な会議の進め方、イベント企画や広報等の実践講座

ただし、次に該当するものは対象外とします。

(1) 当該団体が主催する講座等を受講する場合

(2) 講座等の開催地が福岡都市圏内の場合の交通費・宿泊費

4 申請時期及び助成額

申請時期：受講する講座等開催日の1月前までに申請してください。

助成額：1団体あたり1年度の助成額は受講件数や受講人数に関わらず2万円までとします。

当該年度の助成決定額の合計が予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

5 申請方法

申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出(郵送)してください。

(1) 受講する講座等の主催者・内容・受講料が確認できる書類

(2) 団体の概要書(様式第2号)

(3) 団体の会則、規約等

(4) 団体の前年度の活動実績及び収支計算書(当該年度の設立団体は除く)

(5) 団体の職員名簿

6 交付決定

提出書類の審査を行ったうえで、申請受付後2週間をめどに助成の可否及び助成額を通知します。受講終了後、30日以内かつ当該年度の末日までに報告書等の提出を受け、審査を経た後に助成金を交付します。

7 交付決定の取消等

次の場合は、助成の全部或いは一部を取り消し、既交付の場合は返還していただくことがあります。

(1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。



助成金交付までの流れ

申請
団
体

よかトピア国際交流財団

1. 申請

交付確定通知受領後速やかに請求書を提出して下さい。

2. 審査結果通知

申請書の審査を行い、否決通知を郵便またはメールで送付します。

3. 受講完了

次の書類を受講後30日以内に提出して下さい。

- ①報告書
- ②受講を証明する書類の原本またはコピー
- ③対象経費の領収書原本またはコピー

4. 交付確定通知

報告書等の確認を行い、助成金の確定通知書を郵便またはメールで送付します。

5. 請求

交付確定通知受領後速やかに請求書を提出して下さい。

6. 助成金の交付

請求書受領後30日以内に指定口座に助成額を振り込みます。

申請内容に変更が生じた場合、「変更承認申請書」を提出してください。

問合わせ・郵送先

公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団
812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市国際会館 1階
TEL : 092-262-2700 URL : <http://rainbowfia.or.jp/citizen/18.html>

